

# 資料 3－1

## 指導基準の考え方

### 【基本的姿勢】

遺伝子組換え技術は期待されている一方、多くの都民が遺伝子組換え食品に不安を抱いている。また、遺伝子組換え作物を栽培する場合、適切な情報提供や周辺作物との交雑防止措置など、一定のルールに基づく配慮がなければ地域での混乱が起こる可能性がある。

このため、消費者である都民の不安を取り除くとともに、都内の農業振興を図る立場に立ち「指導基準」を策定する。

遺伝子組換え作物の栽培に関して得られた情報は、都民に対して積極的に情報提供を行っていく。

### 【考え方】

- 東京都が遺伝子組換え作物を「栽培」する者に対する指導を行うための基準とする。
- 対象範囲は、第1種使用規程であり第2種使用は対象とせず（対応指針の4による）、国が承認した範囲に限る。
- 国の「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」を基本に、東京都の考え方を盛り込む。
- この基準の特徴として、東京都内での作付面積が大きい「こまつな」「キャベツ」「だいこん」や東京都の特産物である「のらぼう菜」に対して交雫する可能性がある「ナタネ」と、小笠原村で栽培の多い「パパイヤ」については、特に配慮した内容とする。
- 栽培しようとする者に対し、経済的被害への対応方法を策定することを明記する。